

鶴岡市危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付要綱

令和2年4月1日

告示第274号

(趣旨)

第1条 この告示は、道路等の通行者の安全を確保し、事故を未然に防止するため、道路等に面し、地震等の自然災害により倒壊の危険性が高いブロック塀等の所有者等が、当該ブロック塀等の除却又は一部除却を行う費用に対して、市長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路等 鶴岡市耐震改修促進計画に定める「鶴岡市危険ブロック塀等除却促進事業」（住宅・建築物安全ストック形成事業）の対象となる避難路等をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀（基礎部分、笠木、控え壁を含む。）をいう。
- (3) 耐震診断 平成30年6月21日付け国住指第1130号において通知された「ブロック塀の点検のチェックポイント」による点検により、ブロック塀等の安全性を点検することをいう。
- (4) 危険ブロック塀等 道路等に面しているブロック塀等であって、道路等面からの高さ（基礎及び擁壁の高さを含む。）が1メートルを超えているもの又は擁壁上に設置してある場合にはブロック塀等の高さが60センチメートルを超えているもののうち、耐震診断によって1項目以上の不適合があると診断されたものをいう。
- (5) 除却 ブロック塀等を基礎まで含めて解体し撤去する工事（当該ブロック塀等が擁壁上に組積してある場合は、擁壁を除くブロック塀等の撤去する工事）をいう。
- (6) 一部除却 ブロック塀等の一部を解体し、高さを道路等面（当該ブロック塀等が擁壁上に組積してある場合は、擁壁上からの高さ）から60センチメートル以下にする工事をいう。
- (7) 所有者等 ブロック塀等の所有者又はブロック塀等が組積された土地の所有者（国、地方公共団体その他の法人を除く。）をいう。
- (8) 市内業者 鶴岡市内に所在地を有する個人事業者又は本店を有する法人事業者をいう。

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 鶴岡市内の道路等に面する危険ブロック塀等の除却又は一部除却を行なう工事であること。
- (2) 過去にスクールゾーン内危険ブロック塀等除却促進事業補助金又は本補助金の交付を受けたことのある土地に存する危険ブロック塀等を除却又は一部除却する工事でないこと。
- (3) 公共事業の施行に伴う補償を受ける工事でないこと。
- (4) 販売を目的として建築物の解体工事や整地を行う際に危険ブロック塀等を除却又は一部除却を行う工事でないこと。

2 危険ブロック塀等の除却後、ブロック塀等を新たに設置する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）をはじめとする各種法令を遵守しなければならない。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、対象工事を行う者で、次の各号に掲げる内容を全て満たす者とする。

- (1) 所有者等であること。
- (2) ブロック塀等が組積された土地の所有者にあつては、ブロック塀等の所有者から除却又は一部除却について同意を得ていること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、除却又は一部除却に要する工事費の3分の2又は当該ブロック塀等の高さ
に延長を乗じて得られる面積（以下「見付面積」という。）に1平方メートルあたり4,000
円を乗じて算定した額のいずれか少ない額とし、1件あたり8万円を限度とする。ただし、1,
000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の見付面積には、控え壁に係る部分を含む。

3 鋼製フェンスその他これらに類するもの、門柱又は門扉（以下「鋼製フェンス等」という。）

を混用しているブロック塀等にあつては、鋼製フェンス等の解体及び撤去に係る費用は、第1項
の工事費から除く。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に
規則第3条に定める補助金等交付申請書などのほか、次に掲げるものを添付し、市長に申請しな

ければならない。

- (1) 耐震診断を実施した「ブロック塀の点検のチェックポイント」
- (2) 見積書等
- (3) 除却又は一部除却をしようとするブロック塀等の位置図、平面図及び立面図（求積図）
- (4) 工事前の現場写真(除却又は一部除却を行うブロック塀等の状況が把握できるもの)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 規則第3条に定める収支予算書については、市補助金額について前条に定める算定方法により比較算出したものを添付するものとする。

(軽微な変更)

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、除却又は一部除却に要した工事費の合計額の10分の2以内の増減とする（補助金の額の増減を伴うものを除く。）。

(実績報告)

第8条 申請者は、除却又は一部除却が完了したときは、規則第13条に定める書類などのほか、次に掲げるものを添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 除却又は一部除却前後の写真で市職員が立ち会っているもの
- (2) 除却又は一部除却の平面図及び立面図（求積図）
- (3) 除却又は一部除却に要した工事費の領収書の写し

2 前条第2項の規定は、規則第13条に定める収支計算書を準用する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(鶴岡市スクールゾーン内危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付要綱の廃止)

2 鶴岡市スクールゾーン内危険ブロック塀等除却促進事業補助金交付要綱（平成18年鶴岡市告示第417号）は、廃止する。